

# 訴 状

## 著作物不正使用賠償金 請求 事件

訴訟による審理及び裁判を求める。

岐阜地方裁判所 御中  
令和2年8月17日

原告	住 所	〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島 丁目 番 号	
	氏名 (会社名・ 代表者名)	株式会社 テクノ・リアライズ 代表者 代表取締役 ○○○○	
	Tel 058-215- 携帯 080- - Fax 058-215-		
	送達場所等 の届出	下記その他の場所 (原告との関係: 事務所) 〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島3丁目2-9 受取人 株式会社 テクノ・リアライズ ○○○○	
被告	所 在 地	〒 ○○県□□市	
	氏名 (会社名・ 代表者名)	株式会社 □□△△ 代表者 代表取締役 △△△△	
	Tel 046- - Fax 046- -		
添付書類		(受付印)	
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 甲第1号証から甲第7号証 各写し (甲4号証は原本)			
訴訟物の価格	940,800円		
収入印紙	10,000円	係 印	
郵便切手	6,450円		

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金940,800円を支払え。  
これに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで、年3パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。  
との判決および仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 著作物「DVD」の制作から販売までの経緯

- 1 原告は、企業等の事業者がフルハーネス型墜落制止用器具取扱作業の特別教育を行うための講師を養成する講座（以下「講師養成講座」という。）を平成30年12月に開講し、平成31年2月末日までに15回以上実施していたが、講師養成講座の実施に加えて、事業者が特別教育を容易に行えるようフルハーネス型墜落制止用器具特別教育DVD（以下、「DVD」という。）を制作することを発意し、動画の制作に着手した。また、DVDのジャケットや本体のデザインは、デザイン制作のノウハウのある（株）◇◇に制作を依頼し、全データが完成した段階で、一連のデータをDVD作成会社に外注し、令和元年5月に完成させた。（甲第1号証）
- 2 原告は、株式会社◇◇とDVDの制作および販売の契約を結び、販売は、各々が独自にホームページ等により、行うこととした。（甲第2号証）
- 3 被告は、令和2年1月に（株）◇◇が作成した「安全衛生教育サポート『STS』」のホームページ（甲第3号証）からSTSにDVDの注文を行い、DVDを購入した。
- 4 被告は、DVD購入後にDVDの内容について、「『33kV』を三万ボルトと言っているのは、おかしい。」など、電気屋の常識から外れた苦情を販売元のSTSにメールしてきた。原告は、苦情の内容があまりにも細かく、かつ間違った指摘もあったことから、STSに対し、「代金を返金するので、DVDを返却して欲しい。」とメールしてもらうよう申し入れ、STSは、その旨を被告にメールした。しかし、被告は、STSに対し「返却依頼には、応じない。」と回答してきた。

## 第2 違法行為の発覚経緯

1 被告は、令和2年2月より、今まで実施してきた足場組立て等業務の特別教育などに加え、フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業特別教育講座（以下、「講座」という。）を開始した。（ホームページで公募し、受講を申し込んだ受講者に対し、講座を行っていた。）

その後、被告は、STSに対し、DVDの内容について指摘するメールを送った。原告は、その内容を確認したが、メールの中に、「DVDを足場組立て特別教育講座の受講者に見せたところ、『落下物防止シート、安全シート、養生シートが風に揺られて、ゆ～ら、ゆ～ら』、足場を受講した者に見せたところ笑っていました。」という記述があった。

2 原告は、被告のメールにより、被告がDVDを違法使用（営利目的使用）していることを掴み、事実を調査することとした。調査は、令和2年6月25日と同月26日に被告が開催したフルハーネスおよび足場の特別教育を受講する方法で行った。

3 結果、6月25日において、DVDを上映する方法で講座が行われていた。また、原告が作成したパワーポイント資料を修正してテキストとして配付していた。（原告が作成した内容が全体の70%も占めていた。）

## 第3 被告の違法行為の内容

1 被告が6月25日の講座で受講者に配付したテキストは、76ページで構成されていたが、そのうち、被告が作成したものは、24ページまでであり、25ページから76ページは、原告が作成したテキスト（甲第4号証）を改変して作っていた。（甲第5号証）

なお、6月26日（足場特別教育）のテキストは、他社のものを購入し、配付していた。

2 被告のテキストには、誤りが多数散見され、その数は、25箇所にも及んでいた。また、原告のものを改変した箇所にも誤りがあった。（P. 31-39コマの「72%」の記載など）

3 被告の代表者「△△」氏は、6月25日の講座時にテキストの25ページからの説明において、冒頭に「制作したメーカ（実際の対象は、STSもしくは原告の会社）のものには、いくつかミスがあったため、制作メーカに連絡して『直しますよ。』と言って承諾を得た。」受講者に説明した。

しかし、原告およびSTSには、そのような報告はなく、虚言である。

4 6月25日に被告の代表者「△△」氏が実施した講座での教育時間は、法令（安全衛生特別教育教育規程）で規定されている6時間に対し、4時間58分であり、所定の時間を満たしていなかった。

また、教育時間4時間58分のうち、2時間は、原告のDVD5枚を順次入れ替えながら、上映する方法であった。具体的には、Disc1のうち、「関係法令」をそのまま上映、「作業に関する知識」を飛ばし飛ばしで上映した。Disc2とDisc3およびDisc4も飛ばし飛ばしで上映した。

5 被告の代表者「△△」氏は、DVDの練習問題（科目Ⅱの墜落制止用器具

の問題の①)で、「フルハーネス型墜落制止用器具での墜落時における身体への衝撃は、腰部に最も多く掛かるが同ベルトと比較すると約50%となる。」とあったものに対し、「DVDの解説は、答えを「×」としている。理由は、50%ではなく、42%だからと言っているが、50%も42%も同じような数字であり、こんな問題はおかしい。」と説明した。しかし、問題の答えが「×」の理由は、『腿部に最も多く掛かる』が正しいのに『腰部に最も多く掛かる』になっていることである。△△氏はそのことに気付かず、原告が作成した問題に文句を付けた。

#### 第4 原告の対応（被告とのメールのやり取り等）

- 1 原告は、前述した第3－5およびDVD使用による教育方法に対して苦言のメールを被告に送った。これに対して、被告は、「真摯に受け止め、今後の講習に反映する。」と返信した。（甲第6号証の1）
- 2 原告は、6月26日の足場特別教育のテキストでも7箇所 of 誤記載があるため、被告に誤記載などについて、2回目のメールを送った。（甲第6号証の2）
- 3 原告は、7月29日に弁護士相談を実施した。結果、特別教育の無効性と著作権法違反の可能性が非常に高いとのことであったため、7月30日に3回目のメールを送信した。（甲第6号証の3）

#### 第5 被告の対応

- 1 被告は、7月30日にDVD購入先のSTSに対し、「以前、フルハーネス型墜落制止用器具のDVDについてメールさせていただいた□□の△△です。この度はご相談があり、再度ご連絡差し上げます。  
購入しましたDVDは細部に渡り説明付きで大変素晴らしい製品だと思いますが、講習で利用する際にかかなり長くなってしまいます。そのため時々早送りし進めておりますが、そうしますとずいぶん不便に感じてしまいます。  
つきまして、もしご了承いただけるならば、当方でDVDの時間を編集等で短縮して使わせていただいてもよろしいでしょうか？  
また、当該DVDに付属してきたPPT資料をコピーして受講者に配布してもよろしいでしょうか？」と依頼してきた。
- 2 これに対して、STSは、「DVD収録内容につきまして、リッピング、データ編集を特例許可することは、他の購入者様も含め禁止とさせていただいている点、特別教育を実施していただく上でも早送りや、短縮してご使用いただくことで、時短での教育を推奨できないことからリッピング、データ編集を行うことを残念ながら了承することが出来かねます。また本DVDは、事業者が従業員に対し実施すべき特別教育をサポートする製品として作成されており、外部の方に対しての教育を目的として制作されていないことから、PPT資料の配布に関しても同様に受講者への配布は了承出来かねます。  
ご相談いただきましたご希望に添うことができず申し訳ございませんが、ご

理解のほどよろしく願いたします。」と回答した。

- 3 被告は、8月に入り、(株)◇◇に対し、「今後当該製品(DVDおよびパワーポイント資料データ)を使用しないことをお約束いたします。また、誓約書をお送りさせていただきます。」とメールしてきた。

#### 第6 8月10日の特別教育の実施方法に対する質問と回答

- 1 原告は、被告が計画している8月分のフルハーネス特別教育の実施予定日が8月10日と28日であることを把握していたため、特に間近に迫っている8月10日の教育を被告がどのように行うのか、心配になり、8月6日に被告に確認のメールを送信した。このメールの目的は、DVDの使用予定がないかの確認であったが、被告は、「次回の講習の事を心配していただき、誠に恐縮ですが、御社のテキストにも引用されている発行元以外の数社の教本を所有しておりますので、その中の一社に受講者用の教本を注文いたしました。受講日までに届かない可能性がありそうです。その場合は、特別教育は前回申し上げましたように、教本がなくても実施可能なので、そのように行うつもりであります。」との回答であり、DVD使用の件については、触れなかった。このため、8月10日に再度メールした。(甲第7号証)
- 2 被告は、原告のメールに対し、「過去の講習実施記録を調べたら、2回のみ時間を短縮したが、他は所定時間より20分から73分も超えて修了した日もある。また、8月10日の講習は、18分超過で修了した。」との返信であり、DVDを使用したかどうかについては、またしても触れなかった。
- 3 原告および(株)◇◇は、8月10日以前に「DVDを使用して教育しない。」という誓約書が届くことを期待したが、被告は、8月17日時点においても送付して来なかった。また、依然8月10日にDVDを使用していないことが明確になっていない。

#### 第7 被告への請求

- 1 被告は、原告に対して、特別教育でのDVD使用許可やパワーポイント資料を修正して受講者に配付する許可申請をしていないのに、6月25日の講座において、受講生に対して、「使用や修正配付の許可を得ている。」と嘘の説明を行い、著作権侵害を継続した。また、DVD使用した教育をしないという誓約書は、8月10日前に送付すべきであるのに、急ぐことをしなかった。原告は、被告の一連の対応および原告の著作物を不正に使用して利益を上げた行為(著作権法第22条の2:上映権侵害)に対する不当利得金を被告に請求する。
- 2 被告の講座は、フルハーネス特別教育および足場特別教育共、月2回実施されており、DVDを購入した翌月の今年2月から8月までDVDの使用により、利益を上げていたため、その不当利得金を請求する。不当利得による講座の回数は、フルハーネスの特別教育が13回、足場が3回(推定値)である。(足場講座においても被告のメールからDVDを使用

していたことが明白となっている。) また、受講者1人当たりの受講料は、10,000円であるので、これに受講者数および回数を掛け合わせた額が請求金額である。なお、DVD上映時間は、全体の50%であるので、1人当たり5,000円で計算する。

①フルハーネスでの不当利得額=13回×10人(平均受講者数)  
×5,000円=650,000円

②足場特別教育での不当利得額=3回×5人(平均受講者数)×5,000円  
=75,000円

3 原告制作テキストの不正使用分として、受講料の10%分を請求する。  
13回×10人×1,000円=130,000円

4 原告が被告の講座調査に出向いた旅費および日当を請求する。  
交通費22,000円、宿泊費13,800円、日当50,000円  
計85,800円を請求する。

#### 第8 講座の受講者名簿の請求(任意)

1 請求額は、原告が想定した受講者数に基づいて計算しており、誤差が生じている可能性がある。このため、被告に対し、DVDを使用した講座での受講者名簿の提出を任意で求める。なお、受講者氏名欄および住所の番地等は、黒塗りとされたい。

以上